

商法施行規則の一部を改正する省令案概要

法務省民事局

第1 趣旨

商法施行規則（平成14年法務省令第22号）について所要の改正を行うもの。

第2 省令案の概要

1 書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等

(1) 商法第571条第2項又は第770条第3項に規定する事項を電磁的方法（同法第571条第2項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（(2)において「提供者」という。）は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(2) (1)の承諾を得た提供者は、(1)の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び(1)の承諾をした場合は、この限りでない。

(3) (1)により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

(7) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

a 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

b 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(イ) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(ウ) 送信者が使用するファクシミリ装置と受信者が使用するファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法
イ ア(ア)又は(イ)の方法を使用する場合には、ファイルへの記録の方式

2 電磁的方法

(1) 商法第571条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(ア) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

イ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ウ 送信者が使用するファクシミリ装置と受信者が使用するファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法

(2) (1)ア又はイの方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第3 施行期日

平成31年4月1日